

みなと環境にやさしい事業者会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、みなと環境にやさしい事業者会議（以下「事業者会議」という。）という。

(事務所)

第2条 事業者会議は、事務所を東京都港区浜松町1丁目13番1号港区立エコプラザ内におく。

(目的)

第3条 事業者会議は、東京都港区の区域内において具体的な取組を実施することで、地域住民及び関係住民の環境問題への意識喚起を図り、さらには環境行動への動機付けを行い、地球規模の環境問題の根本的なモデル事業を内外に提示することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 事業者会議は、前条の目的を達成するため、営利を意図しない活動として、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球環境の保全を図る活動
- (2) (1)に直接的又は、間接的に貢献する地域活動

(事業の種類)

第5条 事業者会議は、第3条の目的を達成するため、営利を意図しない事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地球環境に関する区民参加のイベント事業
- (2) 地球環境の視点で取り組むまちづくりに関する事業
- (3) 会員事業者等を対象とする地球環境の保全に関する情報収集及び発信、交換に関する事業
- (4) 地域の環境美化に関する事業
- (5) 活動内容に関する周知啓発事業
- (6) その他会長が必要と認める事業

第2章 会員

(資格)

第6条 会員は、事業者会議の目的に賛同し、事業に協賛及び協力する団体及び個人とする。

(入会)

第7条 入会を希望する者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 1 会長は、前項の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 2 会長は入会を認めない正当な理由がある場合は、速やかに、会長が別に定める入会非承認通知書により通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、毎年度、会費を一口以上、納入しなければならない。

- 1 会費は、一口年間5万円とする。

(会員資格の有効期間)

第9条 会員資格の有効期間は、入会申込書を提出した翌年度の年次総会までとする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 事業者会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法第77号)第2条第2号に定める暴力団、もしくは暴力団に類似する団体、又は反社会勢力とみなされる団体と認められたとき。
- (4) 前号に定める団体又は勢力等との取引、協業、提携、資金供与、物品供与等の事実が発覚したとき。

第3章 組織

(役員)

第12条 事業者会議の役員は、会長、幹事及び監事とする。

- 1 幹事及び監事は一事業者につき1人とする。
- 2 幹事は3人以上15人以内とする。
- 3 監事は1人以上3人以内とし、幹事を兼ねてはならない。
- 4 事業者会議は、会長が必要と認めるときは、役員として副会長を置くことができる。

(会長及び副会長)

第13条 会長は幹事の互選により選出し、会務を統括する。

- 1 副会長は幹事の互選により選出する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事及び監事)

第14条 幹事及び監事は、総会において選任する。

- 1 監事は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 事業者会議の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、事業者会議の業務又は財産に関して、不正行為又は法令若しくは規約に反する事項がある場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号に規定する事項がある場合、会長に総会の招集を要請すること。
 - (5) 幹事の業務執行状況又は事業者会議の財産の状況について、幹事に報告及び意見を述べること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 役員に欠員が生じた場合の役員、又は増員によって就任した役員任期は、前任又は現任の役員任期の残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

1 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(設置)

第17条 事業者会議の運営方針を審議決定するため、総会を置く。

(構成)

第18条 総会は、会長主宰の下に、すべての会員をもって構成する。

1 会長は、必要があると認めるときは、関係事業者等を総会に出席させることができる。

(付議事項)

第19条 総会に付議する案件は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 活動計画及び収支予算に関する事項
- (3) 活動報告及び収支決算に関する事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 事業者会議の解散及び合併に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(開催)

第20条 総会は毎年1回開催する。

1 会長は、次に掲げる各号の請求があった場合、その日から60日以内に臨時に総会を開催しなければならない。

- (1) 幹事から請求があった場合
- (2) 会員の総数の5分の1以上から、請求があった場合

(通知)

第21条 会長は、総会の開催に当たっては、会議の日時、場所、目的及び付議案件を記載した書面により、開催日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、総会に出席する幹事の互選により選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

(表決権等)

第24条 各会員の表決権は平等なものとする。

- 1 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面により表決することができるものとする。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前第2項及び第25条第1項の規定の適用について、出席したものとみなす。
- 4 総会の議事について、特別の利害関係を有するものは、その議事に加わることができない。

(議事録の作成)

第25条 会長は、次に掲げる各号の内容を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 表決者総数及び出席者数（書面による表決者がある場合は、その数を付記したもの）
- (3) 審議事項
- (4) 議事内容
- (5) 署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された署名人2名が署名しなければならない。

第5章 幹事会

(設置)

第26条 総会の議決事項、その他会長が必要であると認める事項を実施するため、幹事会をおく。

(構成)

第27条 幹事会は、幹事で構成する。

- 1 会長は、必要があると認めるときは、関係事業者等を幹事会に出席させることができる。

(所掌事項)

第28条 幹事会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決事項の執行に関する事項
- (3) その他会長が必要であると認める事項

(開催)

第29条 幹事会は、原則として、毎月一回開催する。

- 1 会長は、次に掲げる各号の請求があった場合、その日から30日以内に臨時に幹事会を開催しなければならない。
 - (1) 幹事の総数の過半数から請求があった場合
 - (2) その他、会長が必要であると認める場合

(通知)

第30条 会長は、幹事会の開催に当たっては、会議の日時、場所、目的及び付議案件を記載した書面により、開催日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 幹事会の議長は、会長を持って充て、会務を総括する。

(定足数)

第32条 幹事会は、幹事事業者の半数以上が出席しなければ開会することができない。

(表決権等)

第33条 各幹事の表決権は平等なものとする。

- 1 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由により幹事会に出席できない幹事は、書面により表決することができるものとする。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前条第2項及び第35条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 幹事会の議事について、特別の利害関係を有するものは、その議事に加わることができない。

(議事録の作成)

第34条 会長は、次に掲げる各号の内容を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 幹事総数、出席者及び出席者数（書面による表決者がある場合は、その数を付記したもの）
- (3) 審議事項
- (4) 議事内容

第6章 資産

(構成)

第35条 事業者会議の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(区分)

第36条 事業者会議の資産は、第5条に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第37条 事業者会議の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第38条 事業者会議の会計は、透明性を担保するため、特定非営利活動法(平成10年法律第7号)第27条各号の規定に基づき行うものとする。

(活動年度)

第39条 事業者会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 事業者会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が各事業年度に作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、会長は、幹事会の議決を経て、予算が成立するまでの間、前事業年度の予算に準じ、事業を執行することができる。

- 1 前項における事業の執行に係る収入及び支出は、当該年度の収入及び支出とみなす。

(予備費)

第42条 予算には、予備費は予算を超過した場合、又は予算に計上していない事項の支出に充てるための予備費を設けることができる。

- 1 会長が必要であると認める場合、予備費を執行することができる。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後、やむを得ない理由が生じた場合は、幹事会の議決を経て、予算を増額又は減額することができる。

(事業報告及び決算)

第44条 事業者会議の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書、その他の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 1 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第46条 事業者会議が規約を変更しようとするときは、総会に表決権をもって出席した会員数の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第47条 事業者会議は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動の成功の不能

第9章 公告

(公告の方法)

第48条 事業者会議の公告は、事業者会議の掲示場に掲示する。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第49条 事業者会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

(職員の任免)

第50条 事務局長及び職員の任免は、幹事会の議決に基づき会長が行う。

(組織及び運営)

第51条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第52条 この規約の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

この規約は、平成30年5月23日から施行する。

会員種別	入会金	年会費
正会員	0円	一口 50,000円